

一時預かり事業のご案内



【一時預かり事業について】

保護者の継続的勤務や短時間勤務等勤務体系の多様化、傷病・入院、育児疲れ解消など一時的に保育を必要とされている場合に利用できる制度です。

【対象児童について】

小野町に住所があり、こども園や保育園・幼稚園等に通っていない満1歳から就学前の児童。(里帰り出産などの理由により一時的に町内に在住している場合は、住所がなくても利用が出来ます。)

利用区分	利用日数	具体的な理由
非定型保育	1か月あたり12日以内	保護者の勤務形態により、一時的に保育が必要
緊急型保育	保育を受ける期間が初日から起算して30日以内	保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要
私的理由型保育	1か月あたり5日以内	保護者の育児疲れ解消、その他私的事由により、一時的に保育が必要

利用可能な曜日・時間

曜日 月曜日～金曜日
(祝日、12/29～1/3を除く)
時間 午前9時～午後5時

利用料金(1日)

3歳未満 2,000円
3歳以上 1,000円
※4時間以内は半額



利用方法・注意事項

申込書に必要事項を記入の上、子育て支援課へ提出してください。
※初回利用の際は聞き取りをおこないます。(母子手帳、保険証をお持ちください)

利用を希望する10日前までに、子育て支援課へご連絡ください。

保育場所は『小野町こども家庭センター分館(旧夏井おおすぎ保育園)』です。

利用した翌月に、町から納付書を送付しますので、役場出納室または町内の金融機関、納付書裏面記載のコンビニエンスストア等で支払いをしてください。



問い合わせ先

小野町 子育て支援課

小野町こども家庭センター分館

小野町大字小野新町字中通2

☎72-2212
✉kosodateshienka@town.ono.fukushima.jp

小野町大字夏井字町屋43-5

☎72-2760